



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県／上毛かるた

令和2年10月20日(火) 号外(第1号)

■ 目次

ページ

条 例

○法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例（税務課）	2
○群馬県安心こども基金条例の一部を改正する条例（私学・子育て支援課）	2
○漁業法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（蚕糸園芸課）	3
○群馬県新型コロナウイルス感染症対策関連制度融資基金条例（経営支援課）	4
○群馬県交通安全条例の一部を改正する条例（道路管理課）	5

■条例

法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月二十日

群馬県知事 山本一太

群馬県条例第五十四号

群馬県知事 山本一太

群馬県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月二十日

群馬県知事 山本一太

群馬県条例第五十三号

法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例

法人の県民税の特例に関する条例(昭和五十一年群馬県条例第十三号)の一部を次

のように改正する。

第二条中「平成三十三年四月三十日」を「令和八年四月三十日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県条例第五十四号

群馬県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

改正する。

第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県条例第五十五号**漁業法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例**

群馬県知事 山本 太

漁業法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。
令和二年十月二十日

(群馬県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭和三十二年群馬県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。)

第一条 第三条第三項第十号中「第八十五条第六項に」を「第一百三十七条第六項に」に、
 「第一百九条において準用する同法第八十五条第六項」を「第一百五十一条において準用する同法第一百三十七条第六項」に、「第一百三十二条において準用する同法第八十五条第六項」を「第一百七十三条において準用する同法第一百三十七条第六項」に改める。

(群馬県漁業法関係手数料条例の一部改正)

第二条 群馬県漁業法関係手数料条例(平成十一年群馬県条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第十条」を「第六十九条第一項」に改め、同条第二号中「第十四条第四項(同条第七項において準用する場合を除く。)」を「第七十二条第六項」に、「漁業権」を「団体漁業権(共同漁業権を除く。)」に改め、同条第三号中「第二十二条第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同条第四号中「第二十四条第二項」を「第七十八条第二項」に、「区画漁業権」を「個別漁業権」に改め、同条第五号中「第二十六条第一項ただし書」を「第七十九条第一項ただし書」に、「区画漁業権」を「個別漁業権」に改め、同条第六号中「第三十六条第一項」を「第八十八条第一項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

附 則

この条例は、令和二年十二月一日から施行する。

群馬県新型コロナウイルス感染症対策関連制度融資基金条例をここに公布する。
令和二年十月二十日

群馬県知事 山本 太

群馬県条例第五十六号
群馬県新型コロナウイルス感染症対策関連制度融資基金条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の規定に基づき、群馬県新型コロナウイルス感染症対策関連制度融資基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けた事業者の経営の安定化を図ることを目的とした制度融資の運営に要する経費の財源に充てるため、群馬県新型コロナウイルス感染症対策関連制度融資基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第三条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算又は中小企業振興資金特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(处分)

第七条 基金は、第二条に規定する制度融資における利子補給及び保証料の補助による経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(この条例の失効)
- 2 この条例は、令和八年三月三十一日限り、その効力を失う。

群馬県交通安全条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和2年十月二十日

群馬県条例第五十七号

群馬県知事 山本 太

群馬県交通安全条例の一部を改正する条例
群馬県条例第五十七号

群馬県交通安全条例(平成二十六年群馬県条例第七十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「者」の下に「(第九条の四第二項において「学校設置者等」といいう。)」を加える。

第九条第一項中「自転車を運転する者」を「自転車(道路交通法第二条第一項第十号の二に規定する自転車をいう。以下同じ。)」を利用する者(以下「自転車利用者」という。)」に改め、同条第二項中「自転車を運転する者」を「自転車利用者」に、「整備、」を「整備並びに」に改め、「並びに自転車事故により生じた損害を賠償するための保険等への加入」を削り、同条第三項中「並びに損害を賠償するための保険等への加入の必要性」を削り、同条の次に次の三条を加える。

(乗車用ヘルメットの着用)

第九条の二 自転車利用者は、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

2 自転車利用者は、自転車に取り付けられた幼児用乗車装置に小学校就学の始期に達するまでの者を乗車させときは、当該小学校就学の始期に達するまでの者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

3 保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。以下同じ。)は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

(自転車損害賠償保険等への加入)

第九条の三 自転車利用者(未成年者を除く。)は、その自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等(自転車の利用によって他人の生命又は身体を害した場合における

損害を填補するための保険又は共済をいう。以下この条及び次条において同じ。)に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

3 事業者は、その事業の用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

4 自転車の貸付けを業とする者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

(自転車損害賠償保険等に関する情報提供等)

第九条の四 自転車を販売する者は、自転車を販売するときは、自転車の購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。この場合において、当該自転車を販売する者は、自転車損害賠償保険等に加入していることを確認することができなかつたときは、当該自転車の購入者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

2 学校設置者等は、通学に自転車を利用している児童及び生徒に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。この場合において、当該学校設置者等は、自転車損害賠償保険等に加入していることを確認することができなかつたときは、当該児童及び生徒並びにその保護者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 県は、自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、関係団体と連携し、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

令和2年10月20日(火)

群馬県報

号外(第1号)

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
